

うべ女性活躍応援ネットワーク 設置要綱

(設置)

第1条 女性がいきいきと安心して働き続けられる社会づくりを目指し、本市における女性の活躍推進に向けた取組を、企業、経済団体、金融機関、大学、行政等が一体となって効果的かつ円滑に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号)第23条の規定に基づき、うべ女性活躍応援ネットワーク(以下「本会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 女性の活躍推進のために有用な情報の共有及び発信に関すること。
- (2) 企業や構成団体における女性の活躍推進に向けた取組の促進に関すること。
- (3) 女性リーダーの育成支援に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要と認められること。

(構成)

第3条 本会は、国及び地方公共団体の機関の者並びに次の各号に掲げる者を委員とし構成する。

- (1) 宇部市女性活躍推進企業に認証された事業者
- (2) 女性の活躍推進に賛同する企業、団体等
- (3) 女性の活躍推進のために連携が必要な団体等

2 前項に掲げるもののほか、本市が必要と認める者をオブザーバーとすることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 本会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第7条 本会に関する事務は、委員の属する関係機関の中から事務局を選定し、処理するものとする。

(補 足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が本会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。